るときは、四捨五入せず、比率が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。

（注11）　備考の欄は、施行規則第６条の３の２第３項から第６項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

（注12）　(J)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「（計　者）」に記載すること。

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(イ)　衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

| 区　分 | | 氏名又は名称 | 住所(A) | 法人番号(B) | 株式数(株)(C) | 議決権の数(個)(D) | (D)／議決権の総数(%)(E) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 外国法人等 | 議決権の総数の1000分の１以上を占める者 | | | | | | | |
| | 議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(F) | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | | |

（注１）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいう。

（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。